

## 保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年8月4日

大阪税関長 小林 一久

被許可者の名称及び住所	保税蔵置場の名称及び所在地	更新した期間
ユーピーエスサプライチェーンソリューション・ジャパン株式会社 東京都港区芝浦四丁目12番31号	ユーピーエスサプライチェーンソリューション・ジャパン株式会社 りんくうロジスティックセンター 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の21	自 令和2年9月1日 至 令和8年8月31日